

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月30日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県光市光ヶ丘6番1号	
氏 名 光市立光総合病院	
光市病院事業管理者 桑田憲幸	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0833-72-1000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	光市立光総合病院
事業場の所在地	山口県光市光ヶ丘6番1号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 199床
③従業員数	363人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療現場 感染性廃棄物 → 環境マテリアル 収集・運搬 → ジェムカ 中間処理

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	排 出 量	200.51 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物と廃プラスチック類の分別を実施した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	排 出 量	175 t	0.15 t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の分別を徹底し、排出量の低減を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は別紙2「廃棄物分類表」により分別を行う。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別方法に不備があった場合は、所属長に分類について再度周知を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	全処理委託量	200.51 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理資格・業務内容を確認した上で書面による契約をしている。		

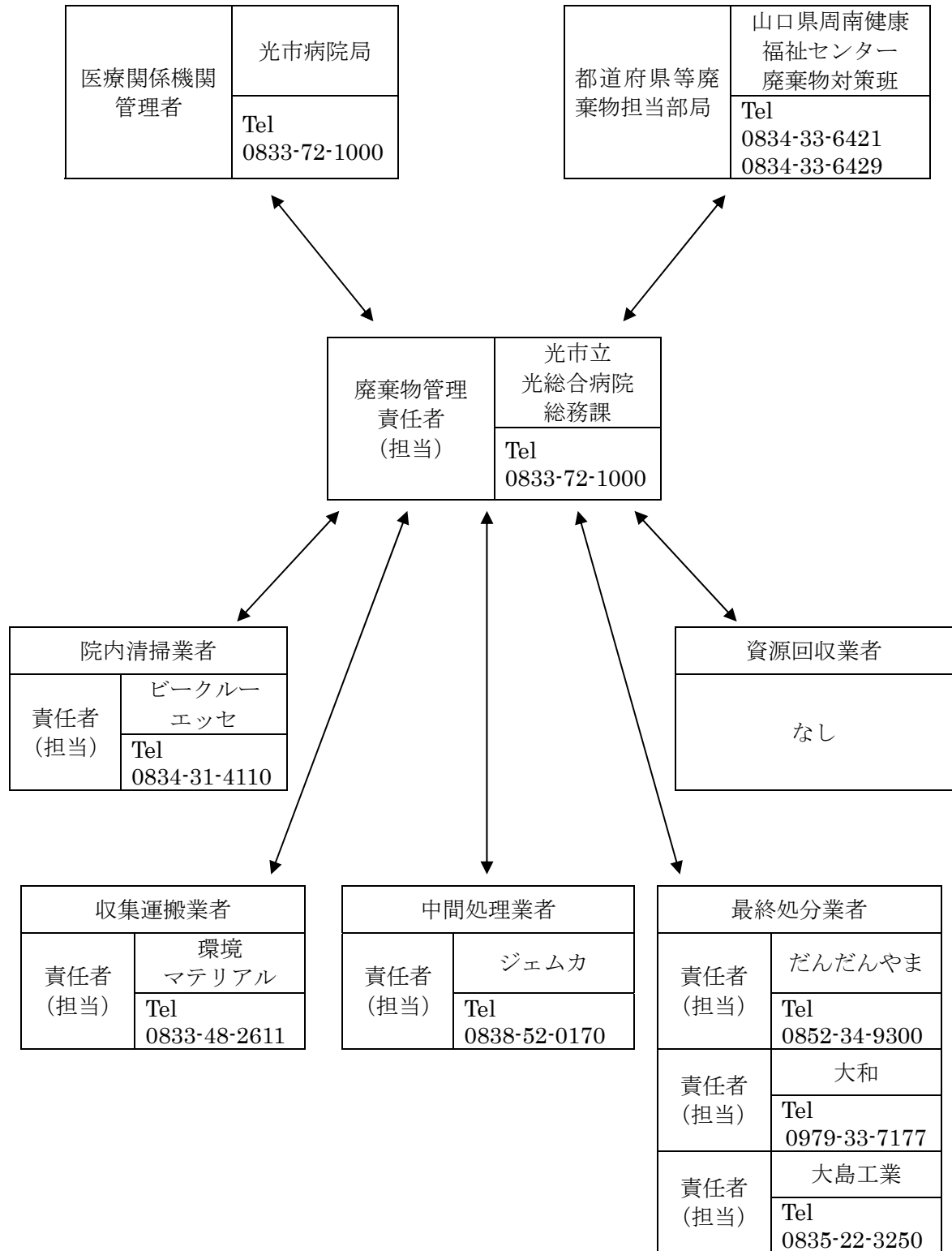
(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	全 処 理 委 託 量	175.00 t	0.15 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 適正な処理がされているか確認し現状を維持していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	200.51 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子情報処理組織を利用		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

緊急時の連絡体制に関する事項



廃棄物分別表

～医療廃棄物～

パールボックス・黒（20L、50L、70L）

感染性医療廃棄物（感染の恐れのあるもの）

ケモ後の点滴ボトル、輸液バック、輸液セット、針、翼状針、穿刺針、縫合針、シリンジ、カテーテルチップ、ガイドワイヤー、キルシュナー、メス、薬液の空瓶、アンプル類、スピッツ、スライドガラス、採血管、採痰容器、体液、血液汚染のガーゼ、シーツやビニール手袋、チューブ類、CAPD 類、ED チューブ、イレウス管、PTCD 類、アルコール綿、使用済み包帯 など。

シャープセーフ・黄

感染性医療廃棄物（感染の恐れのあるもの）

注射針、針付のシリンジ、剪刀、メス、針金、翼状針、穿刺針、縫合針、ガイドワイヤー、キルシュナー、他先のとがったもの など。

段ボール箱（ビニール袋入り 70L）

感染性医療廃棄物（感染の恐れのあるもの）

紙おむつ、フォーリーカテーテル、尿カップ・蓄尿袋（尿廃棄後）、清掃後のビニール手袋、エプロン、マスク、体液・血液汚染の物、チューブ類、回路類 など。

半透明ビニール袋

廃ガラス類

薬液の空瓶、アンプル類、ガラス製注射器、スピッツ、スライドガラス など。

半透明ビニール袋（45L）

医療廃棄物（感染の恐れのないもの）

点滴ボトル、ディスオーパ容器、点滴セットのキャップ、ギプス、ジョク、洗浄用生理食塩水容器、ヒビソフトの空容器、滅菌済パック開封後のビニールの部分 など。

ポリ容器、一斗缶

廃液類

アルコール、キシレン、ホルマリン、硝酸銀、液状フェノール、廃油（調理用） など。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	光市立光総合病院	所在地(市町名)	光市	事業の種類	医療業
-------------	----------	----------	----	-------	-----

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	0	0.15									0	0.15								
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	感染性産業廃棄物	200.51	175.00									200.51	175.00								
	PCB																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物																				
	計 (B)	200.51	175.15	0	0	0	0	0	0	0	0	200.51	175.15	0	0	0	0	0	0	0	0